

千葉県ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9の規定に基づき本市が行うファミリー・サポート・センター事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、仕事等と育児が両立でき、かつ、地域における子育て支援のできる環境を整備し、もって子育て家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 本事業は、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者で構成された会員組織（以下「ファミリー・サポート・センター」という。）を運営し、同組織に登録した会員同士による育児の相互援助活動を支援することにより行う。

(委託)

第3条 本市は、本事業の効果的な運営を図るため、本事業に係る業務のうち次に定めるものを、千葉県子育て支援館の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に指定管理業務として委託する。

- (1) ファミリー・サポート・センターの会員（以下「会員」という。）の募集、登録その他の会員組織の運営に関する事。
- (2) 相互援助活動の調整・把握等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）に関する事。
- (3) 相互援助活動についての研修及び指導に関する事。
- (4) 会員間の交流に関する事。
- (5) アドバイザーとサブ・リーダーによる情報交換に関する会議（以下「連絡調整会議」という。）の実施に関する事。
- (6) 千葉県ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業に関する事。
- (7) 本事業の広報に関する事。
- (8) その他千葉県が本事業の目的を達成するために必要があると認める業務

2 前項の業務を実施する事務所を、ちばしファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）と称する。

3 本市は、本事業の実施に関して、指定管理者に対して必要な指導、助言等を行うものとする。

(センターの休業日及び利用時間)

第4条 センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す

る休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日

(2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

2 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

（アドバイザー）

第5条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、相互援助活動の調整等の他、本事業に係る事務を行うものとする。

（会員）

第6条 会員は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 提供会員 育児の援助を行う者

(2) 依頼会員 育児の援助を受ける者

(3) 両方会員 育児の援助を行い、また、育児の援助を受ける者

2 会員は、次の全てに該当する者とする。

(1) 市内に居住していること（依頼会員にあっては、本市への通勤通学者、市原市居住者及び四街道市居住者を含む。）。

(2) 提供会員は、心身ともに健康な者で、センターの実施する研修を受講した者であること。

(3) 依頼会員は、原則として、生後3か月以上小学校6年生以下の児童（以下「児童」という。）を養育していること。

(4) 両方会員は、第2号及び第3号の要件を有していること。

（サブ・リーダー）

第7条 提供会員又は両方会員の中から、サブ・リーダーを置くことができる。

2 サブ・リーダーは、一定の地域を単位として設けられる会員グループを統括し、アドバイザーの指揮の下に必要な業務を行うものとする。

（入会）

第8条 会員として入会しようとする者は、入会を申し込む旨を記載した書面を指定管理者に提出しなければならない。なお、市原市及び四街道市のファミリー・サポート・センター会員の申し込みについては、指定管理者が各市の本事業実施者から当該会員の入会申し込みの際に提出された書面等の送付を受けることで、入会を申し込む旨を記載した書面の提出に代えることができる。

2 指定管理者は、提供会員又は両方会員の入会を承認したときは、会員として登録し、会員を証する書面を交付するものとする。

3 指定管理者は、依頼会員の入会を承認したときは、会員として登録し、会員登録を行

った旨を記載した通知書を送付するものとする。

(変更)

第9条 会員は、入会を申し込む際に提出した書面の内容に変更が生じたときは、その旨を記載した書面を指定管理者に届け出なければならない。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を記載した書面を指定管理者に届け出るとともに、退会したときは、会員を証する書面をセンターに返還しなければならない。

(除名)

第11条 指定管理者は、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、除名することができる。

- (1) 第6条に定める会員の要件を失ったとき。
- (2) 他の会員の財産、プライバシー等を侵害したとき。
- (3) 公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (4) ファミリー・サポート・センターの運営を妨げ、又はその信用を失墜させる行為を行ったとき。

(相互援助活動の内容)

第12条 会員による相互援助活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保育所(園)、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、千葉県保育ルーム等認可外保育施設、小学校、義務教育学校前期課程又は子どもルーム(以下「保育施設等」という。)の開始時間まで、保育施設等の終了後又は保育施設等が休みの日に児童を預かること。
 - (2) 冠婚葬祭、買物、他の児童の学校行事等により児童を養育する者が外出する場合に児童を預かること。
 - (3) 保育施設等と援助を行う場所との間の児童の送迎を行うこと。
 - (4) その他育児の援助に関すること。
- 2 前項各号の相互援助活動は、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所とし、両会員間の合意により決定するものとする。
- 3 児童の宿泊を伴う相互援助活動は、行わない。

(相互援助活動の実施時間)

第13条 相互援助活動の実施時間は、午前6時から午後10時までの間で、育児の援助が必要な時間とする。ただし、特別な事情がある場合は、会員相互の合意により、相互援助活動の実施時間を変更することができる。

(相互援助活動の実施方法)

- 第14条 依頼会員又は両方会員が育児の援助を必要とする場合は、アドバイザーに申し込まなければならない。
- 2 前項の申込みは、原則として相互援助活動を必要とする日の2か月前から3日前までの間に行うものとする。
 - 3 アドバイザーは、第1項の申込みを受けた場合に、育児の援助を必要とする会員が希望する相互援助活動の内容、日時等を確認し、育児の援助を行う会員との調整を行うものとする。
 - 4 アドバイザー又はサブ・リーダーは、初回の相互援助活動開始前に育児の援助を必要とする会員とその援助を行う会員との三者で、事前打ち合わせを行い、相互援助活動の内容について十分協議し、確認するものとする。
 - 5 2回目以降の相互援助活動については、育児の援助を必要とする会員とその援助を行う会員との間で、相互援助活動の内容について協議・確認を行うものとする。
 - 6 提供会員又は両方会員は、相互援助活動を行った場合、又は当日に相互援助活動の取消しを受けた場合は、翌月の10日までに指定管理者に報告しなければならない。

(会員の責務等)

- 第15条 会員は、相互援助活動及び事前打合せ等会員活動により知り得た他の会員に関する秘密を漏らしてはならない。退会後も同様とする。
- 2 相互援助活動によって事故が生じた場合、会員は、速やかに指定管理者に報告しなければならない。
 - 3 育児の援助を必要とする会員は、その援助を行う会員に対し、前条第4項及び第5項の規定により決定された相互援助活動の内容以外の援助を要求してはならない。

(利用料)

- 第16条 依頼会員又は両方会員は、相互援助活動の提供を受けたとき又は相互援助活動の当日の取消しを行ったときは、次の各号に定める費用を、援助を行った会員又は援助を行う予定であった会員に支払わなければならない。

(1) 利用料

時間帯	利用料の額
月曜日から金曜日までの午前7時から午後7時まで	1時間当たり700円
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始並びに月曜日から金曜日までのうち上欄に規定する時間帯以外の時間帯	1時間当たり900円

注1 1回の援助活動の時間が1時間に満たない場合でも、1時間とする。

注2 時間を延長したときは、30分以下は表に規定する額の半額とし、30分を超え1時間までは1時間とする。

注3 同一世帯内の複数の児童を1人の提供会員又は両方会員が預かる場合は、2人目からは半額とする。

注4 注2と注3が重なった場合（同一世帯内の複数の児童の預かりについて30分以下の延長が生じた場合）は、2人目からの児童に係る30分以下の延長部分に係る利用料を4分の1の額とする。

(2) キャンセル料

取消しを行った日	キャンセル料の額
前日まで	無料
当日	(1)の表に規定された利用料の半額
取消しなし（無断取消し）	(1)の表に規定された利用料の全額

(3) その他の費用については、次のとおりとする。

区分	額
食事（ミルク）、おやつ等に要した費用	その実費
公共交通機関又はタクシーを利用した場合の交通費	その実費

注1 特定の食事等を希望する場合は、育児の援助を受ける者自らが当該食事等を用意しなければならない。

注2 育児の援助を行う者が交通機関を利用する場合は、必ず事前打ち合わせを行っておかなければならない。

2 育児の援助を受けた者は、相互援助活動終了後、直ちに相互援助活動の内容を確認し、その日のうちに報酬及び実費を支払わなければならない。

(事務処理マニュアルの作成)

第17条 指定管理者は、本事業の実施方法の詳細を定めた事務処理マニュアルを作成し、円滑かつ的確に本事業を実施しなければならない。

(報告)

第18条 指定管理者は、本事業の実施に伴い事故が発生した場合は、速やかに、千葉市に報告しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月20日から施行し、同年4月1日から適用する。